



弘前市東京圏UJターン就職等支援金

～東京圏から弘前市への移住・就業等で
移住支援金を交付します。～



東京23区に5年以上在住または通勤している人が、市内へ居住し、県内企業へ就職等をした際に、移住支援金を交付します。

交付額 **100万円** (世帯の場合) (単身の場合は60万円)

※18歳未満の子どもと一緒に移住する場合、**こども1人あたり100万円が加算されます。**

交付対象者

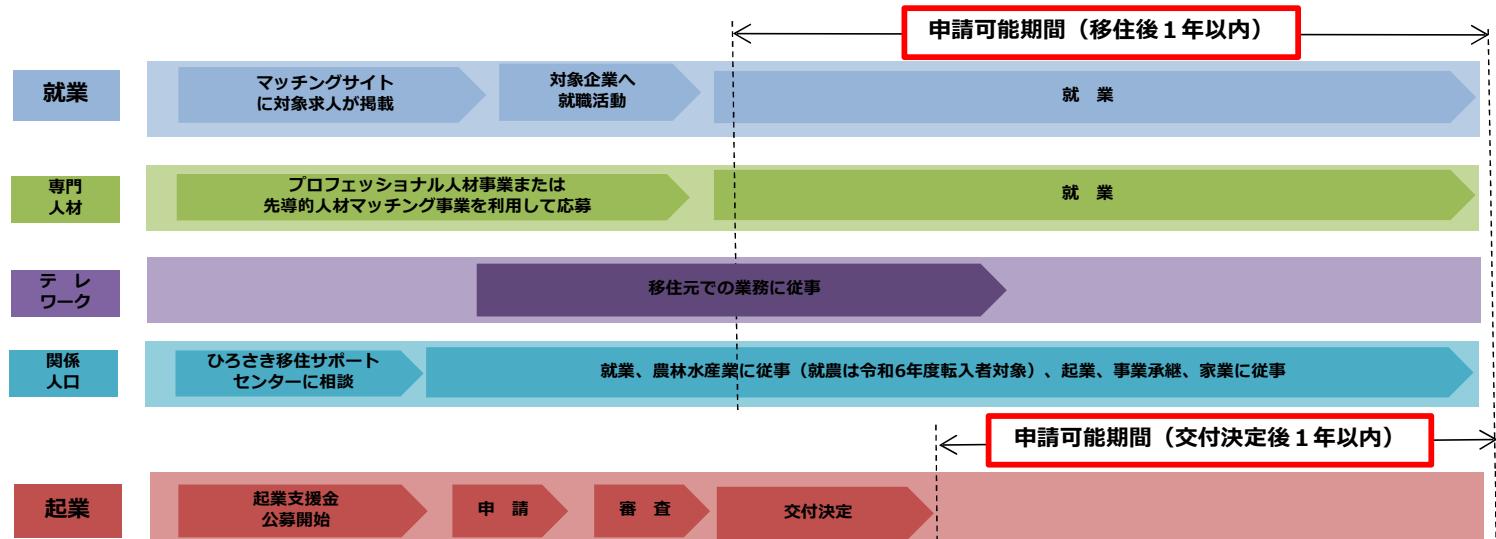
移住前の直近10年間のうち通算5年以上かつ直近1年以上、東京23区に在住していた人または東京圏から東京23区に通勤していた人で、かつ移住支援金の交付申請日から5年以上継続して弘前市に居住する意思があり、さらに次のいずれかに該当する人が交付対象となります。

就業	青森県が運営するマッチングサイト「あおもりジョブ」に移住支援金の交付対象として掲載されている求人に応募し、新規で就業すること。
専門人材	プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業すること。
テレワーク	所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住し、移住先を生活の本拠として、移住元で行っていた業務をテレワークで行うこと。
関係人口	次のすべてに該当すること。 (1) 移住時の年齢が40歳未満であること。 (2) 過去に弘前市に1年以上在住していたことがあること。 (3) ひろさき移住サポートセンターの相談者の移住であることを、当該センターが作成する相談記録から特定できること。 (4) 就業、農林水産業へ従事、起業、事業承継、家業へ従事すること。
起業	あおもり移住起業支援事業費補助金又はあおもり起業支援事業費補助金の交付決定を受けていること。

※転入の年度によって条件が異なる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

申請可能期間

※次に該当する期間内に申請をお願いします。



※**申請期限：令和8年1月16日（金）** ※予算額に達した時点で受付を終了する場合があります。

問 商工部商工労政課雇用支援係 TEL 0172-35-1135/FAX 0172-35-1105

企画部企画課人口減少対策担当 TEL 0172-40-7121/FAX 0172-35-7956

ひろさき移住サポートセンター東京事務所 TEL 03-6256-0801/FAX 03-6256-0802

上記の移住支援金の対象とならない県外からのUターンの場合、「Uターン就職等支援金」が該当する可能性があります。詳しくは市ホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。

提出書類確認リスト

		必要書類名	チェック欄
共 通		交付申請書	<input type="checkbox"/>
		本人確認書類	<input type="checkbox"/>
		退職した企業での就業証明書、退職証明書、離職票等移住元での在勤地・就業期間を確認できる書類	<input type="checkbox"/>
		移住直前の居住地及び居住地における居住期間がわかる住民票又は戸籍の附票	<input type="checkbox"/>
		【2人以上の世帯区分で申請する場合】 移住元及び申請日において同一世帯であることがわかる住民票	<input type="checkbox"/>
関 係 人 口	就 業	就業証明書（一般・専門人材用）	<input type="checkbox"/>
	専門人材	(1) 就業証明書（一般・専門人材用） (2) 専門人材として就業が確認できる書類	<input type="checkbox"/>
	テレワーク	就業証明書（テレワーク用）	<input type="checkbox"/>
	就業	(1) 就業証明書（関係人口用） ※令和7年度に転入した方は、申請から1年以内に地域活動に参加していることがわかる書類【写真等】を提出していただきます。（農林水産業に就業した場合を除く） ※地域活動は、地域団体（ねぷた、消防団、ボランティア等）や自治会（総会、イベント等）などへの継続した参加を想定していますが、様々な地域活動がありますのでご相談ください。	<input type="checkbox"/>
	農林水産業 (令和6年度転入者については、就農)	【認定農業者の場合】 (1) 農業経営改善計画認定証の写し (2) 農業経営改善計画の写し 【認定新規就農者の場合】 (1) 青年等就農計画認定証の写し (2) 青年等就農計画の写し 【準備資金を活用して就農に向けた研修を受けている場合】 (1) 準備資金研修計画承認通知書の写し (2) 準備資金研修計画の写し 【里親実践研修を受講している場合】 ・ 里親実践研修実施承認通知書の写し 【林業又は水産業に従事した場合】（令和7年度転入者対象） ・ 週20時間以上、林業又は水産業に従事していることを証明できる書類	<input type="checkbox"/>
	起業	【個人事業主である場合】 (1) 個人事業の開業・廃業等届出書の写し (2) 納税地変更をしたことがわかる書類（本市へ事業所を移転し、営業を開始した者に限る。） (3) 営業を開始したことがわかる資料 (4) 起業・事業承継証明書（関係人口用） 【法人である場合】 (1) 登記簿謄本または登記事項証明書の写し (2) 定款 (3) 営業を開始したことがわかる資料 (4) 起業・事業承継証明書（関係人口用）	<input type="checkbox"/>
	事業承継	【個人事業主である場合】 (1) 前事業者の個人事業の開業・廃業等届出書（廃業）の写し (2) 個人事業の開業・廃業等届出書（開業）の写し (3) 起業・事業承継証明書（関係人口用） 【法人である場合】 (1) 登記簿謄本または登記事項証明書の写し (2) 定款 (3) 起業・事業承継証明書（関係人口用）	<input type="checkbox"/>
	家業 (令和7年度転入者対象)	(1) 家業従事証明書（関係人口用） (2) 従事する家業に係る営業証明書	<input type="checkbox"/>
	起業	・あおもり移住起業支援事業費補助金（令和6年度）又はあおもり起業支援事業費補助金（令和7年度）の交付決定通知書の写し	<input type="checkbox"/>